

錢三金價定 刊休日曜日 號二十九百六第 日曜月 日三十二月六年七十治明 京東

時事新報

清國北京駐在ノ英國公使バークス氏が昨年十一月ナ以テ朝
鮮漢城ニ到リ外務省門ノ督辦開港権ト協議決定スル所アリ
ア其廿六日ニ英韓兩國ノ修好通商條約ニ調印シタル由ハ其
時々我時事新報ニ記事シ透テ又右條約ノ大意ナモ聞クガマ
ハニ採録シ時ニ我輩ノ意見ナモ附記シテ朝鮮貿易ニ關係ア
ル人々ノ参考ニ供シタル「モアリタリキ然ル」此條約ヲ實行シツ、アリ
トノ事ハ我輩幾度カ報道ノ任ヲ卸シ既ニ世人ノ熟知スル事
實ナリト雖モ其條約ノ全文細條ニ至リテハ果シテ何様ノモ
ノナルカ我輩未タコレナ報道スルノ榮ナ得ザリシガ今回其
英文ニ記ス所ノ全文ヲ見ルナ得タルナ以テ直ナニ譯シテ遇
日來ノ紙上ニ分載シアレバ幸ニ看客諸君ノ一閱ナ經タルナ
ルベシ

我輩此條約并ニコレニ附屬スル貿易規則及ビ海關稅目ナ熟
讀シ又コレヲ從來我日本ト朝鮮トノ間ニ締約シアル明治九
年ノ修好條規以下昨年七月ノ朝鮮貿易規則並ニ海關稅目ニ
至ルマヂノモノト比較スルニ兩者ノ間相違ノ所甚ク少ナカ
ラズ而シテ其相違ノ所ハ概シテ日本人ノ享有スル權利恩惠
ヨリモ英國人ノ享有スル權利恩惠ノ方頗ル大ナル者アルナ
見出スナリ我輩ハ日韓條約並ニ諸規則ト英韓條約並ニ諸規
則トヲ取テ左右ニ對記シ一々其相違ノ處ナ列舉シテ諸君ノ
参考ニ供スル「チ希フト羅モスクテハ非常ノ場所ナ要シ逆
モ時事新報ノ企及ア所ニアラザルガ故ニ我輩ハ單ニ二三緊
要ノ點ヲ指示スルノミコ止メ其詳細ノ比較ニ至リテハ諸君
自カラ考究穿鑿シテ自カラ一身ノ利害ヲ保全セントナ希望
セント欲スルナリ

昨年七月廿五日朝鮮漢城ニ於テ日韓兩國ノ全權大臣が議定
調印シタル條約第四十二款ニ曰ク「現時若クハ後來朝鮮政
府何等ノ權利特典及び恩惠遇ニ論ナク他國官民ニ施及ス
ルモノアラバ日本國官民モ亦猶豫ナク一體均霑スル」ナ得
」ト故ニ今回實行ノ英韓條約ニシテ英國官民ニ施及スル別
段ノ權利特典及ヒ恩惠遇等アラハ我日本國官民ハ猶豫ナ
クコレニ均霑スルナ得ル「ナラント信ズ貿易上ノ便利大ニ増加シタリニ
其第四條第一款ニ此條約實施ノ當日ヨリ漢城ナ英國ト通商
ノダメニ開クベシトアリ即ナ本年四月廿八日以後朝鮮ノ京
城ハ外國貿易場トナリタルモノナレバ仁川在留ノ日本商人
等モ爾後差支ナク京城ニ往來シ又城内ニ住居シテ商賣ヲ營
ミツ、アル「ナラント信ズ貿易上ノ便利大ニ増加シタリニ
此一枚ハ在來ノ居留地ナ今十里四方取廣ダタルニ均シシカ
能アルモノナルガ故ニ爾後次第ニ貿易ノ繁昌スルニ據テ其
便利ナ成スル「必ズ大ナルベシ」又同條第六款ニ英國人ハ

英國領事ヨリ發シテ朝鮮官吏ノ與書セタル旅行免狀ヲ所持スレバ保養若クハ貿易ノ目的ヲ以テ朝鮮ノ内地ニ入リ商品ヲ運搬賣却シ又ハ内地ノ產物ヲ賣出スヲ得ベシトアリ是よりナカリシ況ヤ貿易ノ目的ヲ以テ内地ノ各都府ニ到ルヲヤ甚々要ナル條項ナリ是迄日本人ハ官吏ヲ除クノ外保養ノタメニモ勝手ニ内地ヲ旅行シ得ルコトナリハ實ニ非常ノ便益ナ得タルモノト云ハザルヲ得ズ英韓條約中日本人ノ利スセキ簡條甚ク少ナガラズト雖モ便益ノ大ナル此項ノ右ニ出ルモノナシ之ヲ新條約ノ屬卷ト稱スルモ不可ナカルベシ我日本人ハ此條項ヲ利用スルココ決シテ邇々スベカフザルナリ其商船ノ驅稅ヲ課スルニ英韓條約ニハ朝鮮銅錢百廿五圓銀貨三十錢トアリテ日本ノ貿易規則ニハ朝鮮銅錢百廿五文トアルガ如キハ韓錢相場ノ都合次第ニ必ズシモ孰レナ高シ孰レチ低シト斷言スベカラズ三年前ノ相場ノ如ク韓錢三百文ヲ以テ日本銀貨一圓ニ換フルノ時節ナレバ無論銀貨三十錢ノ方輕稅ナリト雖モ目下ノ如ク六七百文ヲ以テ一圓ニ換フル時節ニハ百廿五文ノ方甚ク輕稅ナリ故ニ日英兩國貨何圓トアリハ韓錢何文トアルヲ見出スモ俄カニ其輕重ヲ判スベカラズ全ク其時ノ都合ニ由ルコナルベシ最後ノ一事ハ日英海關稅目ノ相違ナリ日本條約ノ朝鮮海關稅目總割、同二割五分、同三割、及ビ無稅品、禁制品ノ九種ニ分ナタリ然ルニ英韓條約ノ輸入稅率ハ從價五分、同七分五厘、同一國稅目中ニハ從來ノ稅目ニ比スルヨ無稅品タルモノ甚タ多ク從價五分稅品モ亦甚ク多ク七分五厘稅品モ亦決少ナシト爲サズ日本稅目ニテハ三割稅中ニ掲ケアルモノ基割ニ改マレ等大抵一二級ツ、繰下ケタルガ如キ跡アルヲ見ルベシ稅率ノ輕重ハ直接ニ貿易商人ノ大利害ニ關ス近來ノ朝鮮通信ニ依ルニ去年貿易規則實施以來ハ各港輸入品ノ量大ニ減シタリトアル折柄今回英韓條約ニ由リテ一般ニ輸入稅率ヲ引下ケタル上カフニハ幾分カ輸入貿易ノ姿態ヲ挽回スルノ効力アルベキハ必然ナリ

○御乗馬　臺上には御不例後久しく御乗馬も遊されざりしが一昨廿一日午後二時より御内庭の馬場に於て御乗馬を試み給ひしやに承る

○山縣内務卿　前號に記載せし如く同卿よと京坂地方巡回御用済みて昨日歸京したり

○大山陸軍卿　大山陸軍卿の一行為去月六日伊國より佛京巴里府の日本公使館へ到着翌七日首相フエリー氏と面會し夫より佛國各所の軍械を巡視し一個所毎二三日宛逗留之上日耳曼塊地利其他の國々へ赴く筈ありと五月九日發児の龍勵支那新聞ふ見也

○屯田兵事務所巡回　安堵參事院議官小澤陸軍少輔芳川内務少輔の一行は去る十六日至闇より着し樺戸地方より順次巡回を始むる由は前々號の紙上ふ記せしが右一行は去る廿日午前函館縣下屯田兵事務所を巡回せし旨其筋へ電報ありしと

○地方巡察使　各地方巡察の爲め來月に旬より元老參事西院並に制度取調局は官吏が各地方へ派出せるよし晦せり

○瑞典國皇孫生誕　瑞典國皇太子の妃ふは本月十七日分娩男子を擧げられたりと
ありたる由

○西太后の萬壽　清國慈禧皇太后(西太后)は本年清曆十月十日が丁度第五十回の誕辰あるを以て北京在八旗官員及び男女太監年六十以上の者に均く恩賞を加ふへしと此程上諭ありたる由

○官廳稟報　東京大學教授花岡眞節氏ハ東京大學醫學部第一醫院長兼務を東京大學醫學部醫務文部省銅用掛三浦義純氏ハ東京大學醫學部第二醫院長兼務を孰れも去る二十日文部省に於て仰付されど○檢事西村實氏は大坂控訴裁判所詰を、判事則元可貞氏は大坂始審裁判所詰を孰れも去る十九日司法省に於て命ぜられたり○農商務省御用掛波多野尹政氏は御用又付去る十九日千葉縣下房州嶺岡牧場へ出張を命ぜられたり

○ゴルナヤコフの政策　露西亞日耳曼の二邦が同盟を締約したりとのとは是迄日耳曼の諸新聞紙よ於て其報道する所各々一らず或は同盟は確實なりと云ひ或は其風説全く無根なり抵牾々に取沙法わりしが近來よりての模様を見れば露獨の同盟は異個の事實にして露國前首相ゴルナヤコフ侯は疾くよりも露獨の同盟に注目し侯の政略外觀も現れたる所にて之日耳曼と公敵として取扱ひする形述あれども眞實は間帝國に關係を密接せしめんと企圖したる者もして先頃日耳曼塊地利兩國同盟の批准より往復せし文書此種實に公けにあり之にて見る時は露國外務卿ギール氏が故ゴルナ

ヤコフ
儀の間
復した
て始て
磨ギー
り世八
○豪商
歴の爲
きたり
○清國
りと云
部下と
落ち伸
して之
に其目
りと云
○學士
姓名折
ることを
岡山
徳島
鳥取
高知
群馬
秋田
廣島
次城
宮城
○戰ふ
務總督
を兩廣
き可戰
者本月
悲憤天
○本國
爲め来
汽船ア
砲を放
りとあ
月六日
○信吉
り「佛